

# 電力設備位置情報データの使用に関する契約約款

## 第1条（目的）

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます）は、電力設備位置情報データ（以下「位置情報データ」といいます）のサービスをお客様へ提供するにあたり、以下のとおり契約約款を定めます。

なお、当社はこの契約約款を変更することがあります。この場合、位置情報データのサービスにかかる条件は、変更後の約款によります。

## 第2条（サービス内容）

- 1 当社は、お客様から申込を受けたエリアの位置情報データを提供し、お客様が位置情報データを使用することを許諾します。
- 2 当社が取り扱う位置情報データのエリアは、当社が電力設備を所有するエリアとします。

## 第3条（契約の成立）

- 1 お客様は、別紙「電力設備位置情報データ使用申込書（以下「申込書」といいます）」に必要事項を記載のうえ、当社に申込を行います。位置情報データの提供価格（消費税抜き）については、お客様が申込の手続を行う際、その都度当社からお客様に通知いたします。なお、お支払いの際は、位置情報データの提供価格に消費税（小数点以下切捨とし、以下全て同様とします）を加えた額をお支払いいただきます。
- 2 当社は、お客様から申込書を受理した場合、内容を確認し、注文請書を発行します。
- 3 当社が注文請書を発行した日をもって、契約（以下「本契約」といいます）が成立したものとみなします。

## 第4条（位置情報データの提供）

- 1 当社が提供する位置情報データは、複数の市区町村をまたぐ当社が任意で指定する単位となります。
- 2 当社は、本契約成立後、注文請書の「2. 電力設備位置情報データの納品予定日」に記載の時期に、位置情報データを電子媒体に記録して、原則として郵送の方法によりお客様に提供します。なお、提供後の位置情報データの更新は行いません。
- 3 お客様は、郵送の方法によらず対面にて直接当社から位置情報データを受領した場合、当社に対し受領確認書を提出するものとします。なお、郵送の方法により位置情報データを受領した場合、受領確認書の提出は不要です。

## 第5条（危険負担）

位置情報データの危険負担は、お客様が位置情報データを受領したときを以て、当社からお客様に移転します。

## 第6条（検査）

- 1 お客様は、当社から位置情報データを受領した日から10日以内（以下「検査期限」といいます）に、お客様が申し込んだエリアと当社が納入した位置情報データが合致していることおよび位置情報データが開封できることについて、位置情報データの検査を行うものとします。検査期限までにお客様から当社へ検査結果に関する通知がない場合、検査に合格したものとみなします。
- 2 検査の結果、位置情報データに位置情報データの不足や不具合（以下「不具合等」といいます）があった場合、お客様は、検査期限までに当該不具合等について当社に通知のうえ、不具合等への対応を請求することができます。当社は、位置情報データの修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しのいずれかの方法により対応します。ただし、前項の検査合格後にあっては、上記の請求をすることはできません。
- 3 当社が前項の対応を実施した場合、お客様は、当社が上記対応を行い再度納入した日から5日以内（以下「再検査期限」といいます）に、対応内容の適否について検査するものとします。再検査期限までにお客様から当社へ検査結果に関する通知がない場合、検査に合格したものとみなします。

## 第7条（支払い）

- 1 当社は、第4条に基づく位置情報データの発送（対面にて授受を行った場合、授受完了）に合わせて、請求書を発行します。第6条の検査が合格であった場合、お客様は、当社の請求日（検査が不合格の場合、再検査期限の最終日）の翌月末日までに、請求書に記載の金額を当社指定の銀行口座に振り込むものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
- 2 前項の支払が所定の期日までになされない場合、遅延損害金として、お客様は、遅延1日につき、注文請書に添付する申込書の写しの「12. 購入金額」の項の「購入金額」に記載の金額に、年10.0%の利率を乗じて得た額を支払うものとします。

## 第8条（使用許諾の範囲）

- 1 当社がお客様に提供する位置情報データの使用を許諾する範囲は以下のいずれかとします。
  - ①申込書にてお客様が指定した使用目的の範囲内に限り位置情報データをお客様の社内で自ら使用すること、ならびに、同使用目的を達成するためにお客様が外部へ作業を委託する際に委託先に位置情報データを使用させること
  - ②お客様が第三者（以下「使用者」といいます）へ位置情報データを提供すること
- 2 本条第1項①の場合、お客様は委託先名を申込書に記入し、委託先が位置情報データを漏洩または紛失等しないよう監督するとともに、委託先作業終了後に位置情報データを速やかに破棄またはお客様へ返却させるものとします。
- 3 本条第1項②に基づきお客様が使用者へ位置情報データを提供する場合、お客様は、当社とお客様の間の契約一つにつき一人の使用者へ位置情報データを提供することができます。この場合、お客様は位置情報データを提供する使用者の法人名および使用者の使用目的を申込書に記入するものとします。
- 4 本条第1項②に基づきお客様が使用者へ位置情報データを提供する場合、お客様が当該使用者に位置情報データの使用を許諾できる範囲は、申込書にてお客様が指定した使用者の使用目

的の範囲内に限り、位置情報データを使用者の社内で自ら使用することとします。

#### 第9条（位置情報データの管理等）

- 1 お客様は、申込書にてお客様が指定した使用目的以外に位置情報データを使用できません。
- 2 お客様は、位置情報データの漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」といいます）が生じないよう、善良な管理者の注意義務をもって、適切に管理するものとします。
- 3 お客様は、位置情報データの漏洩等が発生した場合、速やかに当社へ報告し、当社の指示に従うものとします。
- 4 前条第1項②に基づきお客様が使用者へ位置情報データを提供する場合、お客様は使用者に対し、お客様の責任において、本条第1項および第2項（「お客様」を「使用者」に読み替えます）と同等の義務を負わせるものとします。また、使用者が位置情報データの漏洩等が発生させた場合、本条第3項に準ずるものとします。

#### 第10条（お客様情報の取扱）

- 1 当社は、本契約の履行によりお客様から取得した個人情報を含むお客様の情報（以下「お客様情報」といいます）について、お客様の書面による同意なく第三者に開示することをいたしません。
- 2 当社は、警察、検察庁、裁判所等、法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、前項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で照会に応じることができるものとします。

#### 第11条（契約の解除）

- 1 お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なく、当社は本契約を解除することができます。
  - （1）位置情報データを目的外使用する等、本契約に違反していることが確認された場合
  - （2）法令に違反し、または公序良俗に反する行為があり、本契約を継続することが適切ではないと当社が判断する場合
  - （3）破産、民事再生、会社更生手続開始の申立があった場合
  - （4）解散の決議がなされた場合
  - （5）営業停止、支払停止、不渡り、差押え、強制執行の処分を受けた場合
  - （6）第17条各号の定めに違反した場合
  - （7）その他、本契約を継続するに耐えない当社に対する背信的行為があった場合
- 2 前項に基づき本契約が解除となった場合、当社はお客様に対し、位置情報データの返却または破棄を求め、お客様はこれに応じるものとします。また、第12条の規定が適用される場合、お客様はこれについても速やかに応じるものとします。
- 3 前2項に基づき位置情報データが当社へ返却された場合において、支払済の代金は一切返金いたしません。
- 4 本条第1項により本契約が解除された後もなお、第12条（損害賠償）、第19条（合意管轄）の規定は有効に存続するものとします。

## 第12条（損害賠償）

- 1 お客様が本契約に違反したことにより、当社が損害を被った場合、お客様は当社に対し損害（逸失利益を含む）を賠償する義務を負います。
- 2 お客様が本契約の履行または位置情報データの使用により第三者に損害を生じさせた場合、その一切をお客様の責任により解決するものとします。
- 3 お客様が第8条第1項②に基づき使用者に位置情報データを提供した場合において、使用者が第9条第3項に定める義務を遵守しなかったことにより、当社が損害を被った場合、お客様は当社に対し損害（逸失利益を含む）を賠償する義務を負います。
- 4 お客様が第8条第1項②に基づき位置情報データを提供した使用者が、位置情報データの使用により第三者に損害を発生させた場合、当社は一切の責任を負いかねます。

## 第13条（キャンセル料）

- 1 本契約成立後から当社が第4条に基づき位置情報データをお客さまに提供するまでの間に、お客様の都合により本契約の全部または一部が解約となった場合、お客様は当社に対し、以下のキャンセル料（消費税不課税）を支払うものとします。なお、本契約の全部または一部を解約する場合、お客様より当社所定の解約申込書を提出していただきます。

<キャンセル料算定式>

データ作成や契約締結書類の準備、その他発生する全ての実費相当額

## 第14条（免責事項）

当社は、以下の各号に該当する事項について、一切責任を負いかねます。

- (1) 位置情報データが、現場の電力設備の位置と一致しない場合があること
- (2) 位置情報データが、現場の電力設備番号と一致しない場合があること
- (3) 現場の電力設備に番号札が設置されていない、または番号札に番号が記載されていない、または番号札に記載された番号が判読できない状態となっている場合があること
- (4) 位置情報データのエリアと市区町村区画等の行政区画が一致しない場合があること
- (5) 位置情報データに、同一電力設備番号が複数存在する場合があること、また、現場の電力設備に、同一電力設備番号が複数存在する場合があること
- (6) お客様の位置情報データ購入後、電力設備の工事等による現場変容により、現場の電力設備番号と位置が変更になる場合があること
- (7) その他、位置情報データの利用によりお客様に生じた一切の損害

## 第15条（権利義務譲渡の禁止）

お客様は、当社の書面による承諾なく、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡、承継し、または担保に供してはならないものとします。

## 第16条（知的財産権等）

本契約履行後も、位置情報データの知的財産権、著作権、その他のいかなる権原もお客様に移行せず、当社に帰属します。

#### 第17条（反社会的勢力の排除）

お客様および当社は、各々の代表者、役員または使用者が次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準じる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。以下、本条において同じ。）でないこと
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと
- （3）反社会的勢力を利用しないこと
- （4）反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- （6）本契約に関連して委託する場合の委託先または使用者が、反社会的勢力でなく、また反社会的勢力に関与していないこと

#### 第18条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合、お客様と当社の間で協議するものとします。

#### 第19条（合意管轄）

本契約に関する訴訟は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2019年4月1日

以上